

第 3 章

団体改革の今後の進め方

今回の改革をお題目で終わらせないためには、何よりも団体自らが危機意識を持って、積極的な経営改善に取り組まなくてはならない。同時に都としても、この改革をしっかりと進行管理する組織を早急に立ち上げ、フォローアップしていく必要がある。

本章では、改革の進行管理組織の概要を示すとともに、改革を実行する上で、阻害要因となっている制度の改善を国に要求することにより、今後の団体改革を確実に進めていく。

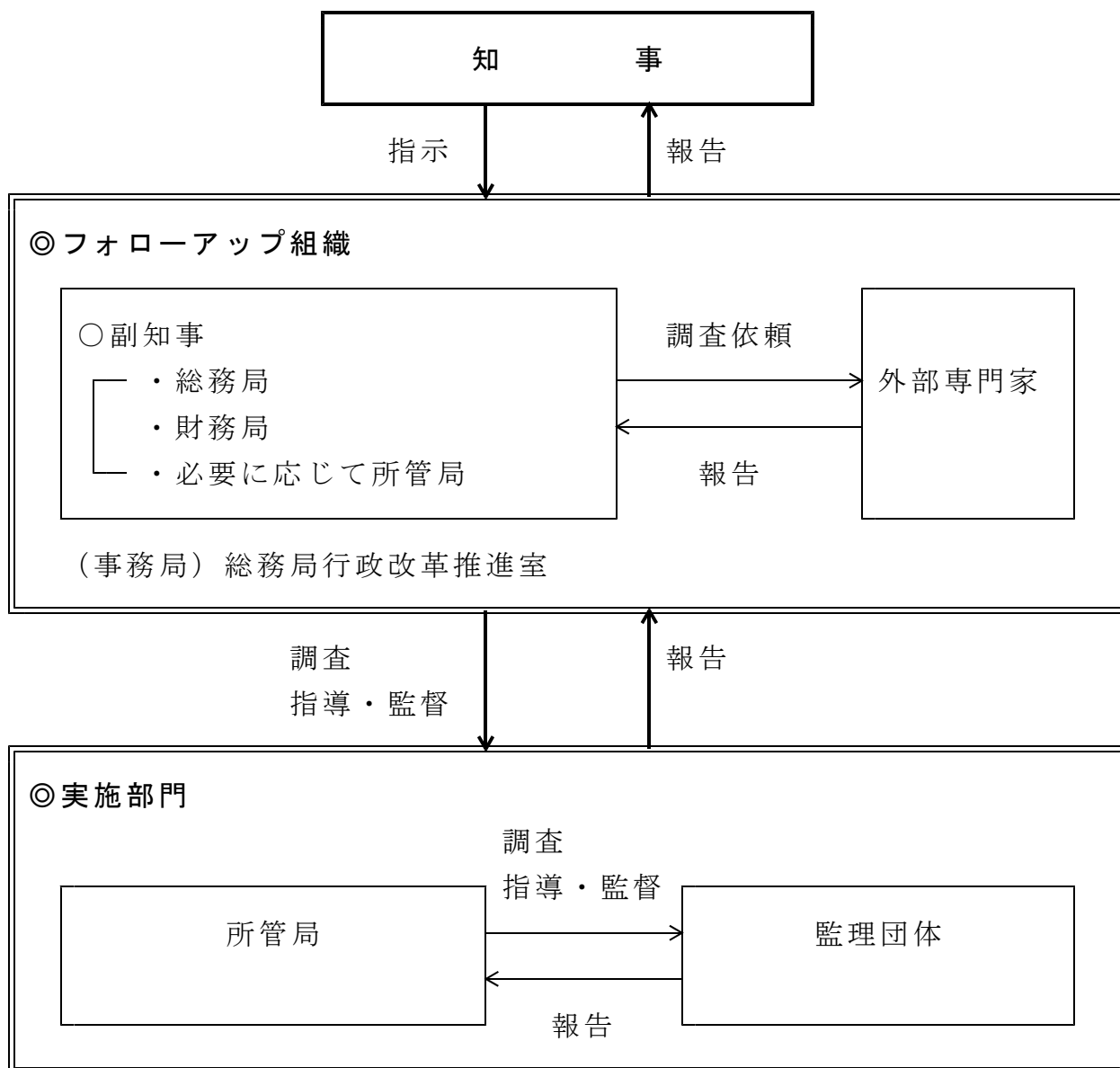
1 団体改革を進行管理する組織体制

団体改革を確実に実行するためには、定期的に進行管理する組織体制の整備が重要である。

このため、庁内に改革の実施をフォローアップする体制を確立し、監理団体改革とともに行政改革全般についての進行管理を実施する。

なお、フォローアップ組織には、必要に応じて外部専門家も活用していく。

【フォローアップ組織のイメージ図】



2 国に対する制度改善要求

監理団体の改革を進めていく上で、阻害要因となっている法制度等様々な制約がある。このため、現行制度上、改善が必要な項目について所管する国に対し、東京都として改善を要求する。

(1) 公の施設の管理委託制度の改善

①現状

公の施設については、第三者に管理委託することができるが、委託先が出資団体や公共的団体に限られており、民間事業者に委託することができない。

②要求内容

効率的、柔軟な運営を図るため、民間事業者に公の施設の管理を委託できるよう、地方自治法、同施行令を改正する。

関係する団体	提案要求先
東京都住宅供給公社 等	自治省

(2) 国庫補助金を受けて設置された施設の処分の制限緩和

①現状

補助金等により建設した施設については、補助金等の交付の目的に反して、譲渡や貸付けすることはできない。(但し、補助金等相当額を返納すれば可能)

②要求内容

財産の設置目的を確保する条件を付せば、補助金を返納しなくても、補助金等で建設した施設を民間企業に譲渡、貸付けできるよう、法改正する。

関係する団体	提案要求先
(財) 東京都生涯学習文化財団	大蔵省

（３）芸術文化団体への寄付金に対する税制上の優遇措置の拡充

①現状

特定公益増進法人への寄付の場合、一般寄付金の損金算入枠に加えて、これと同額の損金算入限度額が認められている。しかし、対象となる団体が極めて限定されている上、限度額においても不十分である。また、個人による寄付の場合、所得の２５％を限度とする控除が認められているが、対象は公共性の高いものとして認定された団体への寄付に限定されており控除額も十分ではない。

②要求内容

以下のような寄付金に対する税制上の優遇措置の拡充を図る。

- ・対象となる芸術文化団体及び活動の範囲の拡大
- ・法人税における損金算入限度額の大幅な引上げ
- ・所得税における寄付金控除額の大幅な引上げ

関係する団体	提案要求先
(財) 東京動物園協会 (財) 東京都交響楽団 等	文化庁、大蔵省

（４）有料道路事業に対する政府無利子貸付金（ＮＴＴ－Ａ型資金）の償還期間の延長

①現状

有料道路の建設に投入しているＮＴＴ－Ａ型資金の償還期間は２０年で料金徴収期間の３０年と比べて１０年短く、年度当たりの償還額が過大となっている。社会経済状況の変動により、交通量が当初計画に達しない場合、料金収入が不足し、計画通りの償還が困難となり、資金ショート（不足）が発生する可能性が高い。

②要求内容

有料道路事業に対する無利子貸付金の償還期間を現行の5年据え置き15年償還の20年間を5年据え置き25年償還の30年間まで延長する。

関係する団体	提案要求先
東京都道路公社	大蔵省、建設省

（５）日本政策投資銀行の行う政策融資機能の充実

①現状

現在、日本政策投資銀行が行っているN T T株売却益を活用した無利子融資については、その償還期間が15年以内（3年以内の据置期間を含む。）とされている（「日本開発銀行が行う無利子貸付等の運用について＜昭和62年蔵銀通達第2232号＞」）。このことが、無利子借入を行っている第三セクターの資金繰りにとって大きな負担となっている。また、現在、日本政策投資銀行は、借り換え等状況の変化に応じた柔軟な対応ができない。

日本政策投資銀行法においては、融資の対象が設備資金に限定されており、一般の運転資金の融資ができない。金融機関の破綻、信用収縮等の影響を受け、資金調達が困難となっている中堅企業への対応融資制度（平成13年3月までの時限措置）の対象から第三セクターが除外されている。

②要求内容

通達を変更し、償還期間の大幅延長を可能にすることで、第三セクターに長期資金の供給が可能となるよう措置を講じる。日本政策投資銀行法を改正して、借換及び低利融資制度の充実を明記する。また、運転資金等、事業に必要な資金を総合的に提供できる制度を制定する。さらに、中堅企業への対応融資制度の対象に第三セクターを加える。

関係する団体	提案要求先
（株）東京レポートセンター 竹芝地域開発（株） 東京ファッションタウン（株） 等	大蔵省

（６）離島航空路線の維持存続

①現状

地形的に飛行場の建設が困難である東京都の離島間を結ぶヘリコプター（回転翼航空機）は唯一の交通路として、その利用は増加している。

しかし、離島航空路線に係る運航費補助制度等では、回転翼航空機は、その対象となっていないため、安定的に航空路を維持する上で、大きな障害となっている。

②要求内容

地理的・気象的な制約の高い小離島における航空路を確保するため、回転翼航空機についても補助対象航空機とするよう、空港整備特別会計法附則第 12 項の規定を改正する。

関係する団体	提案要求先
（財）東京都島しょ振興公社	大蔵省、運輸省

（７）地域冷暖房の推進

①現状

地域冷暖房は冷房・暖房用の熱を製造する熱源プラントについて、建築上の容積を除外している。しかし、熱を受け入れる側の施設については、除外規定はない。

②要求内容

地域冷暖房は、熱を供給する側と受け入れる側があって成り立つシステムである。このため受入側にも建築基準法上の容積除外を適用する。

関係する団体	提案要求先
東京熱供給（株）	建設省

(8) 地方住宅供給公社法の整備

①現状

現行の公社法は、積立分譲事業を中心とした構成となっており、都市部における賃貸住宅を中心とした事業展開の実状を反映していない。また、老朽化した賃貸住宅の建替えに伴う仮住宅の提供や従前入居者の再入居又は移転等に関する法的根拠が求められている。

②要求内容

都市基盤整備公団法に規定されている、賃貸住宅の建替えに関する以下の規定を公社法にも適用するよう整備する。

・建替え要件 ・仮住居の提供 ・従前入居者の再入居 ・従前入居者の移転 ・家賃の特例等

関係する団体	提案要求先
東京都住宅供給公社	建設省